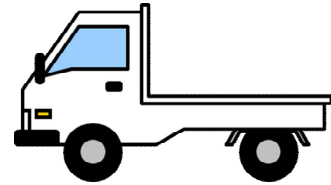


移動販売車に対する補助制度のお知らせ

市は買物弱者支援のため、移動販売車に対する補助制度を設けています。

以下のケースに該当する場合は補助制度を利用できる可能性がありますのでお問い合わせください。 **※ 要事前申請**



該当するケース

市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主で、買物弱者を主な対象として、あらかじめ巡回するコースと時間を設定し、日常生活物資を自動車により販売する事業を行う者で、以下のケースに該当する者。

1. 移動販売用に車両を購入する。
2. 移動販売用に車両を改造する。
3. 既存の移動販売車を改良する。

注) 該当しないケース

以下のケースは該当しないのでご注意ください。

- 調理加工した食品の販売のみを行う場合
- 特定の世帯または施設等を訪問しての販売または配達のみを行う場合
- 販売品のうち日常生活物資以外の品が大半を占める場合

補助率と補助金額

	補助対象経費	補助金額
移動販売車の購入に係る経費	車両本体、ラッピング、屋根、扉、窓、覆い、幌、庇（ひさし）、塗装、陳列棚、冷蔵設備、什器、放送設備及び電気設備並びに移動販売に必要と市長が認める設備に係る経費に限る。	補助対象経費の 2分の1 以内の額とし、 200万円 を限度とする。ただし、離島で移動販売を行う場合には、補助対象経費の 3分の2
移動販売車への改造または既存の移動販売車の改良に係る経費	ラッピング、屋根、扉、窓、覆い、幌、庇（ひさし）、塗装、陳列棚、冷蔵設備、什器、放送設備及び電気設備並びに移動販売に必要と市長が認める設備に係る経費に限る。	以内の額とし、 250万円 を限度とする。

問合せ先

宇和島市役所商工観光課商工係 担当 大川

電話 0895-49-7080

メール shoko2@city.uwajima.lg.jp

ホームページ <http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/kaimono.html>

令和6年度予算の範囲内での補助金支給となります。予算が満額に達しますと、今年度の募集は締め切りとなりますので、お早めにご相談ください。

